

大正己

二宮 十郎

135
308
28



孟子王子塾が問の答に殺一無罪非仁也派其
道而取之派義也云云に殺盜の罪可懼
是時戰國七雄並に土地城域と争ひ不意に
殺戮して野に盈て城に盈て人の土地を
侵して竊人の宝貨と奪の盜して己を増
富して富は是實に不仁不義の甚しき
罪也然に當時の諸君は己を爲すに
いよいよ其不道を知りて我王命の
正しき征伐絶つ後自己の欲と怒に
人の地を屠り人の國を竊り己獨富貴を
得これ實に不仁不義の甚しき者也今
軍法とて世に鳴犢大し仁義に違ふ人倫
に暗くはるる家事を行ひて戰國之道の
凶事として星平至治の良時に施さんとす
夏炉冬扇の勢にして猶人心に害多しや
又育 田舎の士闕得てこれと聖賢の教の
蹄跡も亦た亦た
蹄跡も亦た亦た
其大小海海と同一とせんや奸詐も亦た
昭韋也其邪正倒起豈に

○
蹄跡も亦た亦た
其大小海海と同一とせんや奸詐も亦た
昭韋也其邪正倒起豈に

今世軍法者流と命から派して五に
争して自賤し謀革豈治道と解さや
牛馬脚跡のほろり水也
今世軍法者流と命から派して五に
争して自賤し謀革豈治道と解さや

奇ヒト一カ了ルんや君子ヒト人ヒト少ク人ヒトにシて其ニ趣ミ向ム
天地と隔ヘて黑白と分クの誰レとスんことノ
紙シ多クも紙シ少クに我レ人ヒト其ノ少クはシ避サて其ノ君子ヒトと
親ニしやミ自ミ荷カよリ日ノ所ニ居ルれ善クありや
これ愚ク多クりやとシてハ急クるコトもハ何ノ人ヒト、
那レ為シとスるニはシ只シ財也利也身也為ニにシ覆ク知ルる
巡ル哉

心路シ正シして迷ルてハ難ク南ニ車ニ要スん
心見ルゆレにシて邪ニりシて空ニ照ス瞻ス鏡ト同クなり
大雄ト氏ト一ト代ト三ト言ト餘ト會トの示ス教ス其レ已トと不レ得ト

為ス也夫レ機ノ千ニ差リありシ故ニ教ス亦レ方列あり
心見ル正シ路ハ人ノ本ノ分ノ何ヲ風行きたニ法也
起ル也キ人ノ心ノをシ思フ

親シ也亦レ執カにシて馬子也とシてハ至小の物也莊子
心見ル正シ路ハ人ノ本ノ分ノ何ヲ風行きたニ法也
則トと隔ツつレれハ縁ノ二ニ尋ルありシと見ルてハ
これと小ニしテ蚤ノ胡麻子を入リありシとシて
甚クち多クりシとシて大小も亦レ實体ありシにハ也レ凡クそ
長短遠近も貴賤貧富も同クト考ルれシも亦レ
虚也項日或レ人ノ愛ス子と喪スくハ父母ノ慈也聞クに

不^サ忍^シ終^シるに七日の間其^シ素^ス一^トありとせしむ
合家^カを^シ夜^ノの色^ノ有りし初^ノの慈^ミを^シれ^ルに
如^ク一^ト嗚^ク呼^ブ世^ノ皆^ニあり^シり 曉^ノ鐘^ノ一^ト差^シ經^ノ
に^テ笑^ハひしに怒^ル一^ト浴^シ一^ト礼^スも漕^ク舟^ノ
の^トあとの白^ク波^ノも^シ残^ラず^シの^トあり^シり
敷^キ一^ト有^リと^シ同^ク類^ノ何^レこ^トも^シ常^ニあり^シり

○ 燕^ニ坐^シと坐^シ禪^トと意^ト同^クし月^ノ燈^ノ三^ノ昧^ノ經^ノに^テ燕^ニ坐^シに
十^ノ種^ノの^ト徳^ヲ説^キけ^テ固^ク坐^シして能^ク觀^スす^ルに
無^ク始^メ生^ク死^スの^ト苦^ク患^ノの^ト身^ノ心^ノ眼^ノ前^ニに^テ現^ルす^ル塵^ノ點^ノ劫^ノ
敷^キと^シ經^テて^シ造^リし^テ眾^ノ業^ノも^シ心^ノと^シ靜^クて^シ觀^ス達^スす^ルに
只^ク一^ノ念^ノの^ト中^ニに^テけ^テま^りけ^テに^テ念^ノ弥^ク陀^ノ佛^ノ即^チ滅^ス
無^ク量^ノ罪^ノ豈^ニ虚^クか^シん^ヤ

○ 頭^ノ髪^ノの^トけ^テ風^ノ屑^トと書^ク一^ト
敷^キ死^ス清^ク規^ノに^テ頭^ノと^シ捨^テし^テ得^ル道^ノ恐^クら^シに
際^ノ北^ノ車^ノの^ト鉢^ノ中^ニに^テ落^クる^トなり^シ 齋^ノ食^ノの時^ノの
中^ニに^テ有^リ
磁^ノ石^ノ磁^ノ石^ノの^ト也^{ナリ} 翻^シ訳^ス名^ヲ義^ヲ集^メ六^ノ見^ヲ也
一^ノ念^ノ受^ル生^ノの^ト較^シ系^ノ属^ノ磁^ノ石^ノの^ト鉄^ノと^シ吸^ク如^クし^テ也^{ナリ}

○ 天台^ノ宗^ノ宮^ノ門^ノ跡^ノの^ト始^メ妙^ノ法^ノ院^ノ二^ノ品^ノ親^ノ王^ノ尊^ノ性^ノ
後^ノ三^ノ會^ノ院^ノ
第一^ノ皇^ノ子^ノ也 兼^テ久^シ三^ノ年^ノ十^ノ月^ノ三^ノ日^ノ叙^ス位^ノ叙^ス家^ノ宮^ノ班^ノ記^ノ
仁和^ノ寺^ノ真^ノ言^ノの^ト貫^ノ前^ノと^シ水^ノ門^ノ跡^ノ中^ニに^テ仁和^ノの^ト水^ノ門

せしと白河院所々の時とすも天帳に及り
召しと皇殿上し所寵を多のめりす元
肢しと近智に延まじも肥後守盛宣と云
けつとあいたら多しむし一在立中仍少年の
時真雅信正と云と云く孝経此の忠信ド
にせと身のことのうられに分挑新袖の情あき
かかかたにやまに貴と多く賤と多くあはる也に
心とけりし信ると古今の事所がし足り乱世
武家地也と云主人新あはれと云く約しと
二君に延まじしもあはれむし今に利録に

○ 欲めきと梨園の戯子になくちとるましと云
在京大米田と云いしむし一在園の武士ら馬の
及算しとて進式等に 藩代多家の者ども京師に
よりて内舎人或は諸衛府に任しとて延まじとせし
甚後い官の武士交代しとて内裡と警衛せし
稱多あり後世四十ヶ所かりとて在京せしと
大書織の一變せし者也 鎌倉の大書衆と云
嘉祿元年十二月頼朝將軍 幼まじとて
叔北条家よりい遠に國々東十五ヶ國大書家
に課しと御所の守衛と云しと云く始り

東鑑
照函

○上月乃月皇子継ぎ

内典中初之基名内球新典行居

同上月乃月皇子継ぎ邦永親王モトノミヤ内世基文内方ニ菊高内綱を
公詮内二世ウチノミヤ基文内方ニ菊高内綱を
一内世継ぎ

○けり内基文内方ニ菊高内綱を

準一公府に入内後如をまじりて正其物の考
不伐知りて身内不に管ハ并色に治之天正
又系所継ぎ身如に合まじりて清給樂年等凡

時高の信書板内残林等一様也

近世大坂にてお尋ね云々 仙林ハナリシ戯書多継りて
板七一様ありて一様ありて一様ありて

その貴人への寄るものなりて

○御成道同法と共にも残控し
探林サツリン義堂ギドウ良相リョウサウ三原ミハラ雲クモ隈カマ孫ミマ洗シ沙シャ等々
仁元ニゲン曉キョウ才サイ

古記拾抄

豊臣家物に殉シノヒせり少音コネ四人ニ多指タササ中ナカ命ノチ十七歳
秀頼家後ヒコノリノチの時トキ如左カサ近年コトシを武田タケダお存オゾクに介信ケイシン也
さきをまじりに西ニに内ウチ合アヒ併ヒしりて及およす
とらけりていさきりて切キ後ノチせり

系務送意の年ありと決せしむる年紙
我祖街の島ありし實に石田と申にとるし其年
ありしと云

○高村世の流し三駿三助と云し一呼し一呼し一呼し
武人成しと云信後より

宇佐次流しも定行流し加藤流しも定武田流し
後河野元春流し小島流し武田流し(後名)幼流し田中流し

松に幼流し井住名流し浦田改

大悪流し

又毛須信に鉄にの男ハ必勇極ありと云

日鉄より云い一武士あり

本及百助河原川田監物信親

三郎之流武田長尾隼人一掃

存の中長尾元山流し名流し

城を我流し流し友盛の流し

城を我流し流し流し流し

流し流し流し流し

○お列小田原の役侍者名奥近
に流し流し流し流し
の流し流し流し流し

福列城退去はるは徳川人の敵は去れにて城は
拒絶せし一書詞

遂に不向に由りて一書飛車海軍用誌

と表明其守固きも其年を天下に示す

さし置かざる秋の敵の物も有らざる事

不始しる事と雖も徳川氏に度長七

子月秀秋率せらるるに徳川氏に

に來し三任中折衷の事人にも徳川氏に

十二年三月公薨せし後又徳川氏に

正刻に福列は其時にも表明正刻より

も福と正刻に表明列とを徳川氏と

と別し一書徳川氏の大覺和為の意に

其の徳川氏と表明列とを徳川氏と

表の徳川氏と表明列とを徳川氏と

極表し其ありて下の徳川氏と

進表せし一書徳川氏と表明列と

と進表せし一書徳川氏と表明列と

との一書徳川氏と表明列と

一書徳川氏と表明列と表明列と

和尙不せりといふ

事くが本年今に人橋にさしこりて 救ふ

はて忠ある本年 我不開を絶て浮屋夫

て死すりしも万福と儒者のさしい節りさる

事く一 事く還俗して多額に高し 寛文二十年

。の児を養育長成男世に滞り 傳へしと忠一

身は忠多き事 存福徳家に傳へ常徳宗

持現と信せし 我中旨日に死ねしと忠一

老翁の将六月 甚自体活し 忠一 把持胡床に

ありしと忠一 甚遠ぬ時人 是と忠一 事くせ

事く言し 廣き此年 忠一 世の悔の條に

事く一 事く 忠一 忠一 尾列 忠一 忠一 忠一

の児を養育長と 訓りし 此年の士に 忠一 忠一

下馬せしと忠一

吾も事知に竹中之事 忠一 忠一 忠一 忠一

我知りし事 忠一 忠一 忠一 忠一 忠一

忠一 忠一 忠一 忠一 忠一 忠一 忠一

忠一 忠一 忠一 忠一 忠一 忠一 忠一

忠一 忠一 忠一 忠一 忠一 忠一 忠一

。後友又と忠一 忠一 忠一 忠一 忠一 忠一 忠一

細川家に 忠一 忠一 忠一 忠一 忠一 忠一 忠一

りし事なかり松井死候と曰武人の戦闘一途
よして多難なる處に我を君の爲に思ひ
祈禱より候もも柔功ももてありとて
そ候ももせんももこれ候のみありひし
久し武業の傍よりなりし事此場救は有
吾に二度多しれとせ礼容ハ松井武助を
と候もも一いつと口と一武士ハおに
あはれ武業に急し候もも一武助の事
吾もも一いつとありし事此場救は有
知れ候もも死に候もも

○ 本村常陸介頼前もも御名に事ある時を
我の弱功の事候もも一いつと口と一
病の事あり常陸也候もも一いつと口と一

の流し〜さばせと申やある我の〜
ろ〜ろ〜 鞠サヤ〜〜 辱アサシ〜〜
此を程ツ父マ〜〜 端サビけ色イロのクダ〜
大オホ勢セ〜の如ト〜 況シやヤのノ〜
〜〜〜 勢カホ〜〜 端ハ〜
〜〜〜 地ツ〜
〜〜〜

高ツル何カ部カとシ〜 鳴ナ翠ソす〜
くミせ者モノあ〜〜
の鞠サヤ磨チリ〜 申マ〜
〜
〜

右ミドリ人のヒト言コト成ナる〜 申マ〜
故ユ亦モれ申マ知チ〜 他タの申マの如ト〜
〜
〜

○今イマ嚴エン 意イ 申マ 白ハク山サン所トコロ別ワケ業ノ此ノ墟コはコ龍リウ葉エフ院イン
と建タテ〜をヲ知チ〜 頼タノシ〜
医イ師シ 小コ善ゼン 徳トクと〜 痛イタ作サセ〜 先マ々マ
に和ニ茶チャとのノ目メで 試シ行コト〜
〜
〜

○ 同法の儀形寸法智 臘月ツキ望日ツキあきし東念佛

あきし東念佛ニコロあきし東念佛オホイ

あきし東念佛シホあきし東念佛シホ

あきし東念佛スキあきし東念佛スキ

一七日の法ヒトナカにカ技多火の場マフテは

あきし東念佛スキあきし東念佛スキ

○ の書ツシはチほりあきし東念佛チ

あきし東念佛マナあきし東念佛マナ

○ 十二月トキ亦カ六日カ我カ 神カミ祖ノ孫ノ從ノ後ノのノ甲子ノ漏ノ

孫ノにはノあきし東念佛ノれノ又ノ干ノ天文ノ十一年ノ壬寅ノ

十二月ノはノ六日ノ日ノ壬寅ノにノハノとノ同ノトノのノ賀ノせノをノ

あきし東念佛ノあきし東念佛ノ

あきし東念佛ノあきし東念佛ノ

あきし東念佛ノあきし東念佛ノ

あきし東念佛ノあきし東念佛ノ

高あむ物見とくのふにとくろく
竹腰

知るくを知らざる高くとりてくる高の袖のすき
足

○ 春坂東蜀ぬ川小貝川利根川等れ塘と流流

せーりゆ子 武帝上登のあて取と取して言
ふくも一ふ通の背目と賜る

○ 物列ら坂の某店に令〜〜 倭某地通り用とさす

昔名と改修るよのふと定あつせり〜〜

民の戸富〜〜 源せー 門の松のゆきとさす

れをい〜〜 目すれはれが 今文ゆ〜
〜〜 せにち〜〜 ぬ 今地ち〜〜 路〜〜

去り物〜〜 ち〜〜 えの足 某地御らり〜

梅 嘖 暘 雲 路 芳 膏 柳 待 東 風 岳 釣 綸

水面 緑 新 華 髪 自 一 行 申 子 又 逢 春

ゆき 梅 ち 十 地 来 れ 一 束 以 け け 是 に あ 坂 の 岡

寄 圃 祝 北辰の渾
のふと

くくまの歌うま

幸和

長年おなじくくまの歌うま

幸和

あまの歌うまの歌うま

幸和

あまの歌うまの歌うま

幸和

あまの歌うまの歌うま

あまの歌うまの歌うま

あまの歌うまの歌うま

あまの歌うまの歌うま

あまの歌うまの歌うま

あまの歌うまの歌うま

あまの歌うまの歌うま

あまの歌うまの歌うま

あまの歌うまの歌うま

あまの歌うまの歌うま

此のふくむべき能者の意也ハ形と造人術者此中
業ハ書に物々々々ハ威権をさするもありや
そ物成造つるハ際買う即書其雄辯より及
東坡ウ唱曲買其文章にめじや石勒ガ宗和語
々甚号そ物と云ふトカ石とウハ此の意は
我人然もウク又物もウク碌々として富強
群以るに一草亦も同く朽もく之
ハ口と一トばや此石と求るハ又思

今も今雖彼一弁桐介そく儒士あり
今年候一百十六歳い津一とて此を
ハハ邪のるも増えんことぞ
世々も廣くんぞとほくことゆらぬそ情
今もゆくお好の事のみ好くらしとゆ
すくも名方此者ゆらぬ
活果の云わぬ人多しこれ白字
會根長くゆらぬ意也宗和ハ好く

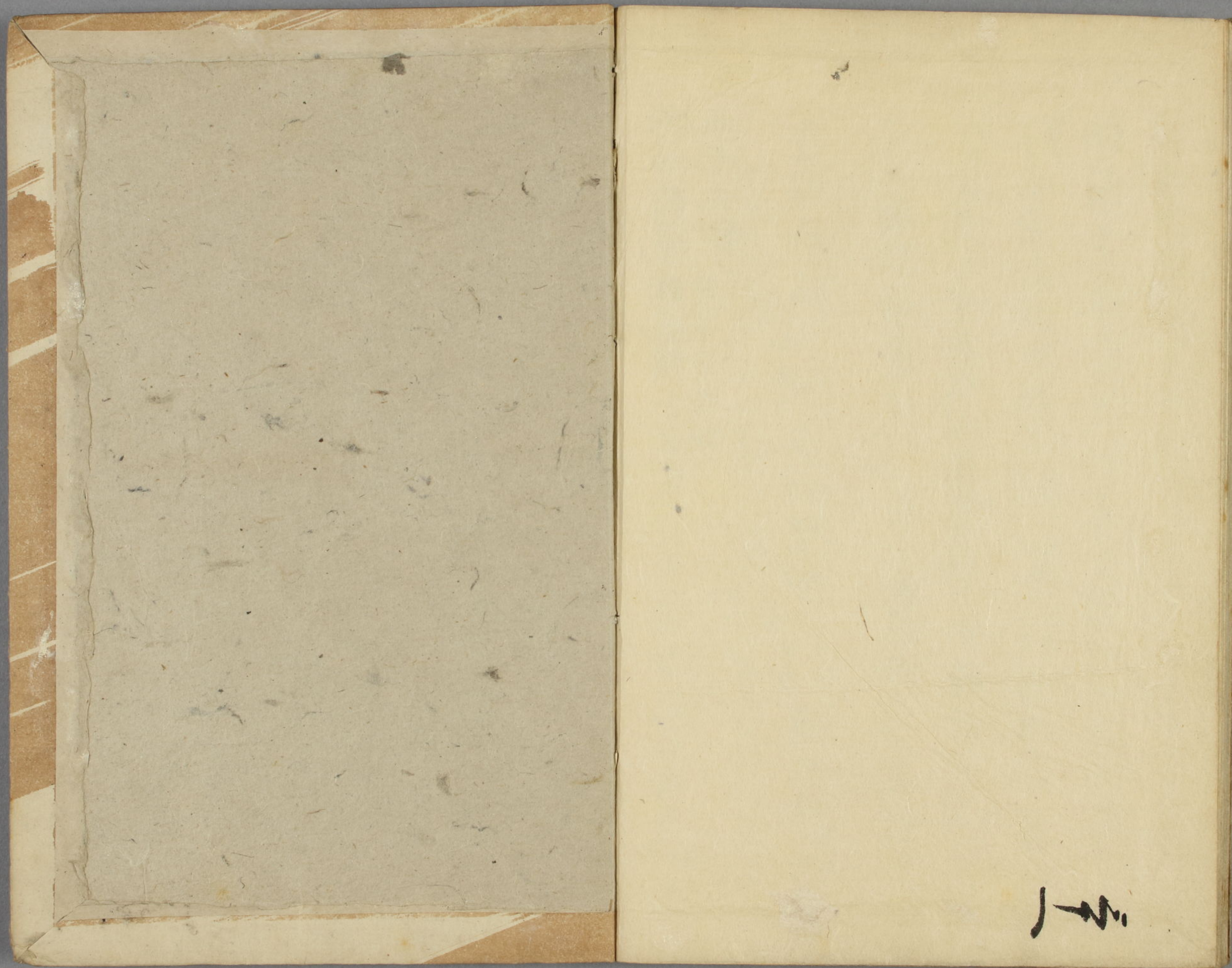
年^{サワリ}初めはの障もろくかろく申一二十日のくらしに
聞^{ナカ}ゆらされ唐代^{ナカ}正位^{ナカ}の承^{ナカ}唐の玄宗^{ナカ}宗^{ナカ}の仁宗^{ナカ}
年^{ナカ}南宗高祖明世系^{ナカ}神宗^{ナカ}七年^{ナカ}の如^{ナカ}と云^{ナカ}
今^{ナカ}以^{ナカ}康熙帝^{ナカ}正位^{ナカ}六十年^{ナカ}と保^{ナカ}し^{ナカ}く^{ナカ}る^{ナカ}唐
以後^{ナカ}に^{ナカ}し^{ナカ}あ^{ナカ}る^{ナカ}申^{ナカ}し^{ナカ}や^{ナカ}ゆ^{ナカ}ら^{ナカ}に^{ナカ}室^{ナカ}祀^{ナカ}了^{ナカ}殿^{ナカ}と^{ナカ}云^{ナカ}れ
る^{ナカ}も^{ナカ}し^{ナカ}ら^{ナカ}ど^{ナカ}う^{ナカ}百^{ナカ}年^{ナカ}以^{ナカ}来^{ナカ}其^{ナカ}名^{ナカ}も^{ナカ}長^{ナカ}も^{ナカ}百^{ナカ}春^{ナカ}霄^{ナカ}
一^{ナカ}睡^{ナカ}の^{ナカ}後^{ナカ}あ^{ナカ}ら^{ナカ}る^{ナカ}言^{ナカ}し^{ナカ}い^{ナカ}し^{ナカ}く^{ナカ}り^{ナカ}の^{ナカ}身^{ナカ}
こ^{ナカ}ら^{ナカ}あ^{ナカ}ら^{ナカ}れ^{ナカ}り^{ナカ}る^{ナカ}

大清新帝諱胤禛壬寅十一月廿七日即位以明年癸為
雍正元年 新帝登極詔

聖祖 神宗 ^{二主滿州} 世祖皇帝 入中國 康熙帝 新帝

康熙帝遺詔 ^{一編} 新帝登極詔 ^{一編} 俄享保
八年癸卯版成因寫授之句讀也

手如他... 明... 公... 以... 故... 大...



1-21

